共通一第5号様式 見積参加者選考調書 (特定随意契約用)

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	令和3年度札幌市文化芸術活動再開支援事業運営補助業務	
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課	
選定事業者	株式会社 アド・ビューロー岩泉	
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)		

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 第11条第1項第 () 号

【具体的事由】

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動(公演・展示)において、劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリー等の施設使用料に係る支援金を交付することにより、文化芸術に携わる方々の活動再開を支援し、市内文化芸術活動の早期の復興を図ることを目的とし、さらに、その活動の復興により、市民の文化芸術の鑑賞機会を確保することを目的とし、令和2年11月から申請受付を開始したものである。新型コロナウイルス感染症は、未だ収束が見通せない状況が続いており、本事業の対象期間中に、文化芸術活動を再開できなかった方も多くいることが想定されること等から、令和3年度に事業を延長するものである。

新型コロナウイルスの影響により新たに実施することになった本事業を効率的、効果的に進めるためには、創造性、企画力、広報力、業務遂行を担保しうる能力及び一定程度の実績等を持つ事業者に業務を委託する必要があり、令和2年度は、企画競争の結果、株式会社アド・ビューロー岩泉と契約したところである。

本業務は、公演や展示を行う主催者ではなく公演や展示を行う施設が支援金の対象となる制度であること、市内の公立及び民間立の劇場・ホール・ライブハウス・ギャラリー等の異なる形態の数多くの施設で開催される幅広いジャンルの公演や展示を対象としていること、さらに、制度上の要件が数多くあることから、施設関係者や主催者からの相談内容や、申請書及び報告書の審査が複雑であり、制度の十分な理解を基に、高度な対応が求められる。

株式会社アド・ビューロー岩泉は、令和2年度の本業務にあたっては、数多くの様々な相談、また、500件以上の申請への審査等にも適切に対応してきたところであり、本業務への遂行力が実証されているうえ、十分な経験とノウハウを蓄積してきたところ。

令和3年度の事業は、文化芸術活動を実施できていない期間が長く続いている方が多く、早急に活動の再開を後押しする必要があること、さらに、令和2年度からの継続性を鑑み、令和2年度事業の終了時から期間をできるだけ空けることなく、新年度すぐに事業を開始する必要がある。

また、事業開始とともに令和3年度1年間分の受付を一斉に開始することから、相当数 の相談や申請が見込まれ、事業開始早々、迅速かつ適切な対応が求められる。

さらに、令和3年度事業の延長にあたっては、一部制度を見直したところであり、令和2年度に比べてより高度な対応が求められるところ。

以上のことから、本市とスムーズな連携及び意思疎通も図りながら、支援金交付に係る 事務を迅速かつ確実に進めていくためには、本業務に係る前年度の実績を踏まえた経験 やノウハウは欠かせず、令和3年度の本業務においても、株式会社アド・ビューロー岩 泉を契約の相手方とすることが適切である。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決定日	令和3年3月22日